

## 平成 30 年度地域貢献活動の募集について

滋賀県建築士会の地域貢献活動に対する助成金は、建築士会の会員が参加し、その職能を活かして取り組む地域貢献活動に対して、その事業費の一部を助成する制度です。

平成 30 年度は、平成 30 年度(4 月 1 日から 12 月 31 日まで)に行われる予定の活動に対して、次の要領で募集を行います。

### 1. 申請方法

下記の提出書類に必要事項を記入のうえ、提出期限までに滋賀県建築士会事務局まで届くようにして下さい。(郵送、FAX、電子メール(PDF ファイルの添付)、持参など、方法は問いませんが、期限内に到着するように配慮して下さい。)

① 地域貢献活動事業助成申請書(様式 1)

② 自己診断書(様式 2)

※様式 1、様式 2 共に、滋賀県建築士会のホームページからダウンロードしてください。

③ 団体の規約、構成員名簿、直近の決算書等、これまでの活動実績が分かる資料(様式は問いません。)

上記書類は、各 1 部提出して下さい。

提出期限は平成 30 年 6 月 30 日です。(一次締め切り)

### 2. 助成対象事業の概要

助成対象団体	滋賀県建築士会の会員が 2 名(在籍が 5 年以上の者)以上参画している団体
補助対象事業	次の条件を満たす事業 ア. 単年度で行われる事業 イ. 事業計画と目標が明確なもの ウ. 地域のニーズに応えるもので、その効果が期待できるもの エ. 建築士としての職能を活用した事業 オ. 活動実施に伴う事務局および人的体制が整っていること
助成率の限度	助成対象となる事業の事業費×50%
助成限度額	1 事業につき 30 万円(ただし、限度額の範囲内で委員会が決定した額)
応募の制限	1 団体につき 1 事業に限ります

### 3. 助成の対象とならない事業費

賞金、寄付金、募金などとして使用される経費
団体の経常的な経費や事務所等の維持にかかる経費
支払いが確認できない経費(領収書が無いなど)
効果があいまいなイベントなど、一過性の事業にかかる経費
交際費等、対象となる事業の実施に直接関わらない経費等

### 4. 助成対象事業の実施期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までに行われる事業を対象とします。

### 5. 助成対象事業の選定方法

助成対象事業の選定は、地域貢献活動センター委員会による審査会において決定します。  
(必要に応じてヒアリングをさせていただく可能性があります。)

### 6. 審査基準

企 画	① 必要性	その事業に対して、地域のニーズはあるか
	② 有効性	その事業は、事業の目的に対して効果が期待できるか
	③ 妥当性	目的を達成する手段として、その事業内容は適切か
組 織	④ 資金	助成金以外の資金は確保できるか
	⑤ 事務局	事業を遂行するための事務局機能は確立されているか
	⑥ 体制	事業を遂行するために必要なマンパワーが用意されているか

●審査において各項目を評価し、協議のうえ総合的に判断します。

### 7. 事業額の決定について

助成額の決定は、8月末日頃に、助成対象者に通知します。

### 8. 事業成果の報告について

助成金の交付を受けた団体は、事業終了後 1 か月以内に所定の様式に基づく「事業完了報告書」を提出していただきます。また、事業の内容は滋賀県建築士会の広報誌などに掲載されることがあります。

### 9. お問い合わせ先

申請に関する質疑などのお問い合わせは、滋賀県建築士会への電子メールに限らせていただきます。

メールアドレス: shiga-sa@mx.bw.dream.jp

お問い合わせは、6 月 15 日で締め切りますのでご注意ください。6 月 20 日までに、個別に回答させていただきます。